

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人横浜イノベーション推進機構と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、近代日本の開国の地である横浜を起点として、「もはや昭和ではない」という合言葉のもとに固定観念や古い価値観に捉われることなく、多様なステークホルダーとの対話を通じ、我が国が直面する少子化や高齢単身化、子どもや若者の問題、気候危機などの社会課題について、地域の経済・物流を循環・活性化させながら解決する新たな仕組みを探究・構築し、持続可能な形を築き上げることを目的とする。またそれを通じて、地域社会に生活する人々が誰一人取り残されることがなく、社会と共生しながら尊厳を守り希望を実現し、ウェルビーイングを高めることのできる社会の実現に寄与することを目指す。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 当法人の目的に寄与する組織の運営及び事業の実施に必要な資金提供について、出資・融資・助成又は保証等の新たな資金提供手法の開発及び実践
2. 当法人の目的に寄与する組織及び事業の成長に必要な経営支援
3. 当法人の目的の促進に関する調査及び研究
4. 当法人の目的の促進に資するための啓発活動及び広報活動
5. 当法人の目的の促進に資するための地域の社会資源を組み合わせた

包括的な支援プランの作成及び実施

6. 当法人の目的の促進に資するための相談、支援のアレンジメント、各種契約支援・履行状況確認等のコンサルティング活動
7. 当法人の目的の促進に資するための活動に関する交流の推進等、地域づくりの支援及び実施
8. 当法人の目的の促進に資するために必要な人材育成に関する活動
9. 当法人の目的の促進に資するための評価指標の策定、管理及び運営
10. 当法人の目的の促進に資するための情報ネットワークシステムの管理・運営
11. 地方公共団体からの各種業務の受託、斡旋及び支援
12. 投資事業有限責任組合の組成、運営及び管理
13. 事業成果物に基づく政策提案
14. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

- ② 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し事業の推進及び活動への参加の意思をもって入会した法人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した、活

動成果を活用する意思のある個人又は団体

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認があったときに会員となる。

(経費等の負担)

第8条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、必要な額を支払う義務を負う。

- ② 会員は、当法人の規則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- ③ 既納の入会金及び会費は返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成及び議決権)

第13条 社員総会は全ての正会員をもって構成する。

② 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づ

き代表理事がこれを招集する。

- ② 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- ② 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- ③ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含

む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- ④ 監事は当法人又は当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

② 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

② 当法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

② 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- ② 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招 集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わ

ることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- ② 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- ③ 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(計算書類等の備置き)

第44条 当法人は、前条に定める書類のほか、監事の監査報告書を、5年間主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更

することができる。

(解 散)

第47条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること其他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年1月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	黒澤	史津乃
設立時理事	高濱	将之
設立時理事	河原	勇輝
設立時理事	藤木	幸大
設立時理事	井上	義設
設立時監事	内田	裕子

(設立時の代表理事)

第51条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。
横浜市港南区日限山一丁目20番2号

設立時代表理事 黒澤 史津乃

(設立時社員の名称及び住所)

第52条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区五番町6番地2

株式会社OAGライフサポート

代表取締役 黒澤 史津乃

岡山県井原市井原町192番地2久安セントラルビル2階

株式会社土屋

代表取締役 大山 敏之

神奈川県横浜市中区大平町20番地

株式会社Solar Crew

代表取締役 河原 瑠奈

神奈川県横浜市中区新山下三丁目8番45号

藤木陸運株式会社

代表取締役 藤木 幸二

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-17相鉄岩崎学園ビル8階

(学校法人岩崎学園経営企画部内)

株式会社A.G.A.

代表取締役 井上 義設

(定款に定めのない事項)

第53条 この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当法人の定款に相違ない。

令和6年5月7日

一般社団法人横浜イノベーション推進機構

代表理事 黒澤 史津乃

